

全員協議会 会議録（要点筆記）

平成30年11月27日（火）

午後 1時30分 開会

午後 2時20分 閉会

場所 : 全員協議会室

〔上程議案の補足説明〕

1 専決処分 of 報告について（職員が関係する事故の和解及び損害賠償の額の決定）

笠井厚伸健康子ども部長：議案により説明

新美保博議員：先ほど健康子ども部は関連があるということで16号から18号を一括で説明したが、16号と17号は同一事故であるが18号は別の事故。職員が関連する事故の和解及び損害賠償の額の決定として一括で説明を行うべき案件ではなく、16号、17号と順にそれぞれ協議題として説明すべきものではないのか。今までこのような説明ではなかったと思うので過去の事例も含め確認してください。

榊原純夫市長：過去の事例は確認できておりませんが、ご指摘の件は正しいやり方ではなかったと判断いたしますので訂正いたします。

嶋崎昌弘議長：どのように訂正されますか。

榊原純夫市長：例えば、16号と17号は関連性がありますので一緒に説明させていただきますと言うことを事前に発言し説明をさせていただきます。また、18号においては全く別の案件ですのできちんと区分けし議案としてあげさせていただきます。

久世孝宏議員：18号における車両修繕費の2割について、再度ご説明ください。

相手方の車両、また当方の車両はどのようにしているのかなど。

笠井厚伸健康子ども部長：この2割は事故の負担割合を市側2割、相手方8割とされ、相手方の車両の修繕に市が損害賠償として支払うものです。

久世孝宏議員：当方の車両の修繕は保険で賄い新たな支出は生じないから金額等が示されないということでしょうか。そうであれば相手方の車両の修繕も保険で賄うことはできないのでしょうか。

笠井厚伸健康子ども部長：どちらも保険で賄います。

堀崎敬雄副市長：事故全体を保険で賄います。その中で議会への報告が義務付けられているのは損害賠償についてのみのため、損害賠償とならない市の公用車の修繕は報告いたしておりません。相手の車両修繕を損害賠償として支払った額と、修繕費として当方の車両修繕に支払った額の総額を保険料として市に歳入しますので新たな支出は生じないということになります。当然保険の掛け金を負担していますので負担が皆無ということにはなりません、今回の事故で支払う額は保険料として入ってきます。

中村宗雄議員：議案16号、17号について、車止めのポールに車がぶつかったとのことですがどのような事故であれば27万円もの損害が生じるのでしょうか。把握をされていたらご説明ください。

笠井厚伸健康子ども部長：修繕の内容はリアバンパーとリアの側面を交換してお

ります。それに併せてランプユニットの交換となると思います。

中村宗雄議員：修理の内容ではなく、事故の状況をご説明ください。人ですからミスはありますが、そのミスが共感を得られるようなものかどうか、例えばぶつかる相手は選べない。人である場合も無いとは言えない。ぶつかったことに気付かず、止まらなかったとしたらそれは共感できないミスだと思います。その辺りを把握されているかどうかをお聞きしたかったのです。

健康子ども部長：報告を受けている内容としましては、それほど大きくぶつかった、大破というものではなく、切り返しが必要な場所で、いったん当たって、切り返そうとして再度当たってしまったと聞いております。

中村宗雄議員：わかりました。

新美保博議員：先ほどの説明で駐車の際、家主さんが合図をしてくれたとのように受け取れたが、実際どうか。家主さんがその場にいたのかいなかったのか確認させてください。

笠井厚伸健康子ども部長：家主さんはその場にはいらっしゃいません。事前に駐車場所を指示していただいていたいました。

新美保博議員：駐車場所を事前に指示されていて、そこにとめた。そこから下がる理由はなかったのではないですか。

笠井厚伸健康子ども部長：指定された場所が割合狭いところで、ポールが何か所か立っている間に入っていく際に、左の側面に当たり、もう一度出て切り返した際に再度当たったという状況です。

新美保博議員：それは運転者の技量の問題であるのか、また、普通の運転者が持つ運転技術ではとめられないような場所を指定されたのか。もし后者であれば、市がその責任を負う必要があるのか。例えば相手方が誘導しての事故であれば責任を負う必要はない。事故の損害賠償にかかる専決処分が毎回のように出てくるのは保険で対応でき市に財政上の負担がないため事故防止への意識が低いからではありませんか。

笠井厚伸健康子ども部長：ご指摘のとおり十分に注意をすれば今回の事故は避けられたと思います。意識が低いから今回のような事故が起こるとお叱りをうければそのとおりだとお詫びするしかありません。とはいえ、職員は車で外出する業務が多く、交通安全に十分注意し、駐車等の際には周囲に十分注意し、バックする時には繰り返し注意し交通安全に努めるしかないと思っておりますのでそのように努めてまいります。

2 専決処分の報告について（道路管理に起因する事故の和解及び損害賠償の額の決定）

榊原康仁建設部長：議案により説明
質疑なし

3 小中学校等への空調機設置工事について

岩橋平武教育部長：資料に基づき説明

中川健一議員：説明された一室あたりの費用について、この情報が市民にも伝わ

っているようで、多くの市民から高額ではないかとのご批判がありました。（工事費の）妥当性についてご説明いただきたい。

岩橋平武教育部長：9月議会で設計委託費の補正予算をお認めいただき、進めてまいりました。当初予定しておりました家庭用機器の（冷暖房）効果、設置済みの他市の状況、また当初2か年をかけて設置する予定であった空調機を来年の夏までに全ての小中学校の普通教室と市立幼稚園の保育室の設置を決定したことにより通常非稼働日である土日・夜間、5月の連休にも実施が必要となることから追加で生じる人件費の問題などを設計業者と十分に相談、調整したうえで積算された金額です。また、（空調機の）馬力について、当初予定していました家庭用機器はおよそ3馬力ですが、教室に設置した場合、一定の効果はあるとは言え力不足なところもあるだろうということで、5馬力の機器を設置することとし、機器の価格も上がっております。

4 半田球場防球ネット設置事業について

笠井厚伸健康子ども部長：資料に基づき説明

新美保博議員：この資料の施工箇所には既存のフェンスがある。新たにフェンスを設置し、二重フェンスになるという理解でよいか。

笠井厚伸健康子ども部長：ご指摘のとおり、既存のフェンスを残し新たにフェンスを設置しますので二重のフェンスとなります。

新美保博議員：半田球場の改築は公園整備の一環として所管する都市計画課が実施しています。一方、球場で行われる野球はスポーツ課の所管です。工事実施に際して、当然都市計画はスポーツ課と調整を行っているでしょう、それに対しスポーツ課は今まで通りのフェンスであれば支障ないと判断をしたのでしょうか。確かに、今までと状況が全く変わらなければ問題はなかったのでしょうか。公園整備により利用がない交通公園から子どもや家族連れなど多くの人遊びに来る広場になり、今までと同じように球場から飛んでいくファウルボールが広場の利用者に当たる等の危険性が生じることとなりました。そういった危険への想定がされていない整備工事でした。これは、スポーツ課と都市計画課が十分な調整を行い、起こり得る事故等に十分注意し共通認識を持っていれば今回の工事は実施の必要のないものであったと考えます。同じ場所の一方に15mのフェンス、もう一方に25mのフェンスと二重のフェンスを設置するなど普通は考えられない。考えられるとしたら、既存のフェンスに継ぎ足し25mの高さとするようなことは今後検討できるのか、また、新たなフェンスの設置に先ほどの説明では五千万円という金額が出ていたが、元々の整備の着手前にスポーツ課と都市計画課との意思疎通と共通認識ができていればこの五千万円は不要なものであったのではないかと。以上のことにそれについて市長はどう考えておられるのか。その金は誰の金か、自分の金だったとしても同じことをしたのか。もう少し、神経細やかに注意を払い、業務を行って来ればこのようなことにはなっていなかったと思います。この話は1年ほど前から出ていて、軟式野球連盟を始め、様々な団体からもご意見をいただいている。今、この場で急にこの話題を出したわけではなく、様々な場面で意見を言って

きてこの結果となっている。二度とこのようなことのないように十分に注意し、業務を行ってください。

榊原純夫市長：ご指摘のとおり、今、何を為すべきか、ということが全職員できっちり共有できていなかったことが今回のことが起こる原因でありました。今後は、このようなことがないよう、今、半田市が何をしようとしているかということを全職員が共有し、少しでも経費節減し、また市民の皆さまの付託に応えられるよう、努めてまいります。申し訳ございませんでした。

成田吉毅議員：なぜ、フェンスの追加設置が子ども広場に面する部分のみなのでしょう。と言いますのは、図面の左下部にはアスレチック広場がありますし、その隣には駐車場があります。また、この図の左の箇所には障がい者用駐車場があり、その先には、左右対称で考えるならば民家があると思われます。その辺りへのファウルボールの危険性は想定されず、子ども広場だけに特化した措置と理解すればよろしいでしょうか。

笠井厚伸健康子ども部長：今回の改修につきましては、子ども広場に来る子どもたちに被害が及ばないよう計画をしています。なお、今ご指摘をいただきました駐車場への危険性については、今回の計画に際し、私どももいろいろ調べまして、打者の飛球曲線を参考にしており、（ファウルボールは）恐らく駐車場までは到達しないと考えております。ただし、今雑木林となっております箇所への落球は否定できませんけれども、子ども広場への落球は防止できるとし、今回計画をいたしました。

成田吉毅議員：飛球曲線の分析から子ども広場のみにしたということですが、野球では右バッターが多く、左側に打球が飛ぶ確率が高いと思います。左右対称で考えれば左側は民家があり、障がい者用駐車場があります。なぜ、そちらを考慮されなかったのか疑問です。この点については委員会の審査に任せます。

笠井厚伸健康子ども部長：計画する際に左右両側にネットフェンスをあげることも検討いたしました。バッターボックスからの距離によって飛球曲線の計算は変わります。バッターボックスからできる限り遠くすることによりフェンスの高さが抑えられることとなります。レフト側に設置しようと思うと既存のものより更に高いフェンスが必要となり、一番高いところでおよそ35mとなるとの計算になりました。それを含めて両側にフェンスの設置を行った場合の工事費用の概算が一億五千万円となりましたので、今回はまずは子どもたちの安全を確保するというので、ライト側、子ども広場に落球防止のフェンスの設置をさせていただきたいとするものです。

中川健一議員：どこまでやっても完璧ということはないと思いますので、例えばもうここで球場を他の場所に移転させる等、そういった議論はされているのでしょうか。

笠井厚伸健康子ども部長：球場を廃止することは考えておりませんでした。と言いますのも、今回も問題になるのは硬式野球でして、軟式野球やソフトボールなどについては支障なく使えますので、廃止をするという考えは持っておりません。

- 5 半田市議会議員及び半田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定について（総務部）

山本卓美総務部長：資料に基づき説明

質疑なし

- 6 半田市議会の議員の議員報酬、半田市特別職員及び半田市職員の給与の改定について

竹部益世企画部長：資料に基づき説明

質疑なし

- 7 半田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

新村隆福祉部長：資料に基づき説明

質疑なし